岩手県告示第91号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護、介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19年2月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所			指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名	称	所在地	1 相处十万日
医療法人友愛会	盛岡市永井第 12 地割 10 番 地	盛岡友愛病院		盛岡市永井第 12 地割 10 番 地	平成 19 年 1 月 1 日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防	指定年月日		
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处平月日	
有限会社みずほ盛岡	盛岡市茶畑一丁目1番5号		盛岡市茶畑一丁目1番5号		
	グリーンビレッジ盛岡A棟	ディーサービスみずほの国	グリーンビレッジ盛岡A棟		
	101		101		

3 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防	指定年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	相处十万口
医療法人友愛会	盛岡市永井第 12 地割 10 番 地	盛岡友愛病院	盛岡市永井第 12 地割 10 番 地	平成 19 年 1 月 1 日